



周教学第197号  
令和3年4月19日

周南市立小・中学校長 様

周南市教育委員会教育長

### 部活動、スポーツ少年団等の当面の活動中止について（通知）

4月16日（金）に、市内スポーツクラブ利用者の新型コロナウイルス感染が確認されてから18日（日）まで、複数の関係者の感染が確認されており、今後もさらなる広がりが懸念される状況です。

現状を鑑み、下記のとおり当面1週間、小中学校の部活動を中止するとともに、スポーツ少年団やクラブチーム等における児童生徒の活動に関しても、同期間の中止を要請し、さらには、学校のスポーツ開放についても、同期間停止することとします。

については、各学校において、児童生徒及び教職員への周知を図るとともに、保護者に対しては、別添の文例を参考に、文書等での連絡をお願いします。

### 記

#### 1 部活動の中止について

当面、4月19日（月）から25日（日）まで中止とする。

- ・4月19日（月）に県体予選を行っている部活動については、大会終了時から中止とします。
- ・4月25日（日）に延期された女子バレーボール部の県体予選については、再度の延期を検討してください。
- ・今後の感染拡大の状況によっては、中止期間を延長する可能性もあります。
- ・再開後も、大型連休等を使って市外等への遠征や練習試合等を行う予定の部活動については、現在の感染拡大状況を鑑み、計画の変更等を含め、学校として慎重に判断してください。

#### 2 スポーツ少年団やクラブチーム等における児童生徒の活動の中止について

- ・教育委員会から所管課を通して、スポーツ少年団各団体に当面、4月19日（月）から25日（日）までの活動中止を要請します。
- ・クラブチームについては、各家庭に参加を控えるなど協力を呼び掛けてください。
- ・学校の部活動の中止期間を延長すれば、同様にスポーツ少年団やクラブチーム等の活動中止期間についても延長を要請します。

#### 3 スポーツ開放の利用停止について

当面、4月19日（月）から25日（日）までの間、学校の屋内運動場等のスポーツ開放を停止する。

- ・利用スポーツ団体への連絡は、教育委員会から所管課を通して行います。
- ・学校の部活動の中止期間を延長すれば、同様にスポーツ開放の停止期間についても延長します。